

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当支給事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青森県は、障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当支給事務における個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

評価実施機関名

青森県知事

公表日

令和7年1月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当支給事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則 【主な内容】 ・障害児福祉手当及び特別障害者手当の受給資格の認定請求の受理、審査及び認定結果の通知 ・各手当に係る所得状況届の受理、審査及び審査結果の通知 ・各手当に係る氏名・住所変更届、資格喪失届の受理及び資格喪失の通知
③システムの名称	特別障害者手当等業務システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別障害者手当等業務システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表67の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表92、93、119の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表29、42、80、81の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	青森県健康医療福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒030-8570 青森市長島一丁目1-1 青森県総務部総務文書課文書・情報公開グループ 電話 017-734-9083
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒030-8570 青森市長島一丁目1-1 青森県健康医療福祉部障がい福祉課社会参加推進グループ 電話 017-734-9309

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[]	人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー取得は住基ネットから行うことはなく、町村が認定請求を受け付ける際に認定請求書に請求者本人に記載させ、町村において真正性確認を行っている。副本登録を行うに当たり業務システムにマイナンバーを登録する際は複数人で真正性の確認を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている [十分である]
判断の根拠	事務取扱者の研修時受講状況について上長が適時適切に確認している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月6日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	障害福祉課長 竹島 徹	障害福祉課長	事後	定期見直しによる修正
令和1年6月25日	VI リスク対策	なし	(新規項目)	事後	基礎項目評価書の様式変更に伴う修正
令和3年8月24日	I 関連情報-4. 情報ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	定期見直しによる修正
令和3年8月24日	II しきい値判断項目	平成28年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事前	定期見直しによる修正(再評価)
令和7年1月27日	I 関連情報-3. 個人番号の利用-法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の47の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める命令 第38条	・番号法第9条第1項 別表67の項	事後	定期見直しによる修正
令和7年1月27日	I 関連情報-4. 情報ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の67、68、69、85の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める命令 第38条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の19、26、56の2、87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める命令 第19条第1号ル、第30条第10号、第44条第1号ル	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表92、93、119の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表29、42、80、81の項	事後	定期見直しによる修正
令和7年1月27日	5. 評価実施機関における担当部署②部署 等(複数箇所)	青森県健康福祉部障害福祉課	青森県健康医療福祉部障がい福祉課	事後	定期見直しによる修正
令和7年1月27日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	青森県総務部総務学事課情報公開グループ	青森県総務部総務文書課文書・情報公開グループ	事後	定期見直しによる修正
令和7年1月27日	VI リスク対策-8. 人手を介在させる作業	なし	(新規項目)	事後	基礎項目評価書の様式変更に伴う修正
令和7年1月27日	VI リスク対策-11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	(新規項目)	事後	基礎項目評価書の様式変更に伴う修正